

豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する公共施設（以下「施設」という。）に勤務する職員が当該施設内に通勤のため自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車（長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下のものに限る。）、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車（側車付きのものは除く。）以外のものをいう。以下同じ。）を駐車すること（以下「駐車利用」という。）に関して必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、施設内に駐車利用するスペースがあり、当該施設に係る業務に支障を生じないものと施設の管理責任者（以下「施設管理者」という。）が認める施設（公共用に供する財産は除く。）とする。

(職員の範囲)

第3条 この要綱において、「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 職員定数条例（昭和27年豊中市条例40号）第2条に規定する定数内職員
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員
- (3) 任期付短時間勤務職員
- (4) 会計年度任用職員

(駐車利用の申請)

第4条 駐車利用を行おうとする職員は、公共施設内駐車利用許可申請書（第1号様式）により、施設管理者に申請しなければならない。

(駐車利用の許可)

第5条 施設管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、当該施設に係る業務に支障がないと認める場合に限り、駐車利用を許可することができる。この場合において、施設管理者は、公共施設内駐車利用許可通知書（第2号様式）により申請をした職員に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設管理者が特に必要があると認めるときは、一時的な駐車利用について許可することができる。
- 3 第1項の規定による許可の期間は、当該年度末までとする。
- 4 施設管理者は、第1項の規定による許可可能な場所及び台数をあらかじめ定め、当該施設に勤務する職員に周知するものとする。
- 5 水防又は配備指令の発令その他業務上の緊急呼出しに応じて出勤する者については、第1項及び第2項の規定による駐車利用の許可を要しない。
- 6 施設管理者は、駐車利用について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その駐車利用に関し指示することができる。

(駐車利用の条件)

第6条 前条の規定により駐車利用の許可を受けた職員（以下「利用者」という。）は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 駐車利用以外の目的で使用しないこと。
- (2) 事故が発生したときには、速やかに施設管理者に報告すること。
- (3) 許可を受けた駐車利用する権利を第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 施設を利用する市民又は緊急車両に支障が生じないように駐車すること。
- (5) 駐車利用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (6) 施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (7) 施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が実施する駐車制限に従うこと。
- (8) 駐車利用を中止し、又は変更する場合は、速やかに申請すること。

(駐車許可証の交付)

第7条 施設管理者は、第5条第1項の規定により駐車利用を許可したときは、駐車許可証（第3号様式）を交付する。

2 利用者は、駐車利用するときは、当該自動車内の外から確認できる位置に駐車許可証を掲示しなければならない。

(駐車料金の額)

第8条 利用者は、自動車1台につき駐車料金として月額5,000円を納付しなければならない。

(駐車料金の徴収方法)

第9条 駐車料金は、月の一日から末日までを一月分とし、駐車利用する月分を当該月の末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、順次繰り下げた日）までに納付しなければならない。

2 前項に定める駐車料金は、利用者の給与等からの控除により当該月分を徴収する。ただし、給与等から控除することができないときは、納入通知書により納付させるものとする。

3 駐車料金は、駐車利用の期間が1月に満たない場合においても、1月とみなして算定する。

4 既納の駐車料金は還付しない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(駐車利用の中止・変更の申請)

第10条 利用者は、当該駐車利用を中止し、又は許可を受けた内容を変更しようとするときは、公共施設内駐車利用（中止・変更）申請書（第4号様式）により施設管理者に申請しなければならない。

2 施設管理者は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、公共施設内駐車利用（中止・変更）許可通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

(駐車利用の許可取消)

第11条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた施設の業務に支障を生じることとなったとき。

- (2) 許可に付した条件又は第6条に規定する駐車に違反したとき。
 - (3) 駐車料金の納付を1月以上滞納したとき。
 - (4) その他施設管理者が許可の取消しを必要と認めたとき。
- 2 施設管理者は、前項の規定により駐車利用の許可を取り消したときは、公共施設内駐車利用許可取消通知書（第6号様式）により、通知するものとする。
- （駐車許可証の返還）
- 第12条 前2条の規定により駐車利用を中止し、もしくは駐車利用の許可を取り消された利用者又は第5条第1項の規定による許可の期間を経過した者は、速やかに第7条の規定により交付された駐車許可証を施設管理者に返還しなければならない。
- （登録台帳の備え付け）
- 第13条 施設管理者は、駐車利用登録台帳（第7号様式）を整備し、当該対象施設における駐車利用の期間、これを備え付けなければならない。
- （損害賠償）
- 第14条 利用者は、駐車利用する場合において、当該施設、附属設備その他の財産を毀損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （市の免責）
- 第15条 施設内において生じた駐車利用に係る事故及び損害については、市の責に帰することが明らかな場合を除き、市は賠償の責めを負わないものとする。
- （職員以外の取り扱い）
- 第16条 施設管理者は、職員以外の者で、施設において管理委託業務等に従事するため、当該施設に勤務する者が当該施設内に通勤のため自動車を駐車することに関しては、職員に準じてこの要綱に定める手続によるものとする。
- （委任）
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、駐車利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から実施する。ただし、第4条、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項の規定は、平成25年7月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から実施する。

（あて先）豊 中 市 長

公共施設内駐車利用許可申請書

このことについて、公共施設内における駐車利用を行いたいので、豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、次のとおり申請します。また、要綱第8条に規定する駐車料金に関し、給与からの控除により納付することに同意します。

なお、要綱に規定されている各条項を遵守することを誓約します。

所属コード・所属名		氏名コード	
氏 名			
住 所	Tel ()		
公共施設名			
駐車自動車	製造会社		
	車 名		
	登録番号		
	そ の 他		
駐車利用期間	始 期	年	月 日から
	終 期	年	月 日まで
備 考			

豊中市指令 第 号
年（ 年） 月 日

様

豊中市長 ○○ ○○
(公印省略)

公共施設内駐車利用許可通知書

年 月 日付で申請のありました公共施設内駐車利用について、豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり駐車利用を許可しましたので通知します。

公共施設名		
駐車自動車	製造会社	
	車 名	
	登録番号	
	そ の 他	
駐車利用期間	始 期	年 月 日から
	終 期	年 月 日まで
駐 車 料 金	月 額	5,000円
備 考		

駐車利用にあたっては、豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱のほか、次の事項を遵守してください。なお、許可を取り消した場合において、その取消しにより利用者に損失が生じても、市はその損失を補償しません。

- (1) 駐車利用以外の目的で使用しないこと。
- (2) 事故が発生したときには、速やかに施設管理者に報告すること。
- (3) 許可を受けた駐車利用する権利を第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 施設を利用する市民又は緊急車両に支障が生じないよう駐車すること。
- (5) 駐車利用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (6) 施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (7) 施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が実施する駐車制限に従うこと。
- (8) 駐車利用を中止し、又は変更する場合は、速やかに申請すること。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

No. _____	駐車許可証
登録番号 _____	
公共施設名 _____	
年（ 年） 月 日	
豊中市長	○○ ○○ （公印省略）

（注 意）

1. 駐車利用の際は、この駐車許可証を自動車内の、外から確認できる位置に備え付けてください。
2. 駐車利用の中止・変更または取消しを受けたときは、直ちにこの駐車許可証を返納してください。

※駐車利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- 1 駐車利用以外の目的で使用しないこと。
- 2 事故が発生したときには、速やかに施設管理者に報告すること。
- 3 許可を受けた駐車利用する権利を第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- 4 施設を利用する市民又は緊急車輛に支障が生じないよう駐車すること。
- 5 駐車利用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- 6 施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- 7 施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が実施する駐車制限に従うこと。
- 8 駐車利用を中止し、又は変更する場合は、速やかに申請すること。

年（ 年） 月 日

（あて先）豊 中 市 長

公共施設内駐車利用（中止・変更）申請書

このことについて、豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱第10条第1項の規定により、次のとおり駐車利用の（中止・変更）を申請します。

所属コード・所属名		氏名コード		
氏 名				
住 所	Tel ()			
公共施設名				
(中止・変更) 理 由				
期 日	年 月 日			
変更内容	変 更 前		変 更 後	
	製造会社		製造会社	
	車 名		車 名	
	登録番号		登録番号	
	駐車利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	駐車利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	そ の 他		そ の 他	
備 考				

変更のときのみ記入してください。

豊中市指令 第 号
年（ 年） 月 日

様

豊中市長 ○○ ○○
(公印省略)

公共施設内駐車利用（中止・変更）許可通知書

年 月 日付で申請のありました公共施設内駐車利用（中止・変更）について、豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱第10条第2項の規定により、次のとおり（中止・変更）を許可しましたので通知します。

公共施設名				
(中止・変更) 期 日	年 月 日			
変更内容	変 更 前		変 更 後	
	製造会社		製造会社	
	車 名		車 名	
	登録番号		登録番号	
	駐車利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	駐車利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	そ の 他		そ の 他	
備 考				

変更のときのみ記入してください。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式(第11条関係)

豊中市指令 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長 ○○ ○○
(公印省略)

公共施設内駐車利用許可取消通知書

このことについて、豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱第11条第2項の規定により、次のとおり駐車利用の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 駐車利用許可取消日 年 月 日
- 2 取り消した駐車自動車 製造会社
車 名
登録番号
- 3 取消理由
豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱第11条第1項
第 号に該当するため
(内容)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

駐車利用登録台帳

年度	公 共 施 設 名							
	番号	氏名	所属コード	駐車自動車		駐車利用期間	許可番号	備考
製造会社・車名				登録番号				
1						年 月 日～ 年 月 日		
2						年 月 日～ 年 月 日		
3						年 月 日～ 年 月 日		
4						年 月 日～ 年 月 日		
5						年 月 日～ 年 月 日		
6						年 月 日～ 年 月 日		
7						年 月 日～ 年 月 日		
8						年 月 日～ 年 月 日		
9						年 月 日～ 年 月 日		
10						年 月 日～ 年 月 日		